

国立病院機構中国四国グループ 薬剤師奨学金返還支援制度概要

1. 支援対象者の要件

本制度を利用するには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- 国立病院機構中国四国グループ内の病院へ常勤薬剤師として採用されること。
- 日本学生支援機構（JASSO）の貸与型奨学金の返還義務があること。
- 奨学金の返還を延滞していないこと。

【対象外となるケース】以下のいずれかに該当する場合は、支援を受けられません。

- 他の団体等から同様の奨学金返還支援を受けている場合。
- 過去に国立病院機構（NHO）の常勤職員として勤務し、退職した実績がある場合。
- 人事交流による採用の場合（任命権者の要請により、国の機関等から引き続いて採用された者）。
- 有料職業紹介事業者等を通じて採用された場合。

2. 支援の内容（金額・期間）

- **支援月額：** 毎月の返還実額（上限：月 5 万円）。
賞与併用払い（月賦・半年賦併用）の場合は、年間で 60 万円を超えない範囲。
- **総額上限：** 600 万円まで。
- **支援期間：** 最長 10 年間（120 ヶ月）。
※ただし、以下のいずれか早い時点で終了となります。
 - ✓ 支援対象奨学金の返還が完了
 - ✓ 支援期間が 10 年に到達
 - ✓ 満 40 歳に達した年度の末日（3 月 31 日）

3. 申請手続き

(1) 初回申請（重要）

- 申請期限：採用日から 15 日以内
※この期限を過ぎると、その後この制度を利用することは一切できませんのでご注意ください。

(2) 更新手続き

- 支援期間は年度単位（3 月 31 日まで）のため、毎年更新が必要です。

4. 支援の方法

- 支援金は、各病院から日本学生支援機構へ直接送金されます（代理返還制度）。

5. 支援の中止・停止条件

以下の場合、支援が中止または一時停止されます。

- **支援の中止（再申請不可）**：懲戒処分を受けたとき、退職したとき、虚偽の申請が発覚したとき、中国四国グループ外の病院等へ人事異動したとき、支援を辞退したときなど。
- **支援の停止（再開可能）**：育児休業、介護休業、休職、自己啓発等休業などにより、1 月以上継続して業務に従事できない場合。原則、有給休暇（産前産後休暇、病気休暇等）期間中は支援を継続します。

6. その他 支援制度に係る留意事項

- 入職先の各病院には、本制度による支援が可能な人数に上限（定員）が設けられています。原則、採用年月日が早い方を優先しますが、同一採用日の申請者数が定員を上回る場合には選考を実施し、その結果、支援の対象外となる場合があります。なお、選考は原則として、中国四国グループ担当理事部門が実施する採用試験の総合得点順に行います。
- 更新時の審査では、従前の勤務状況等も考慮いたします。その結果、支援の継続が適当ではないと判断される場合には、支援が継続されない場合があります。

この制度は、皆様が経済的な不安なく、中国四国エリアの国立病院機構の病院において地域医療に貢献し、薬剤師としてのキャリアを積み重ねていくことを支援するためのものです。ご不明な点は、以下の担当までお問い合わせください。

独立行政法人国立病院機構中国四国グループ 人事担当（082-493-6654）